

2 犯罪が起こりにくい環境創り

公園緑地等防犯ガイドライン(平成18年10月作成)より抜粋

防犯ガイドライン

公園緑地等で発生する犯罪を防止するため、犯罪を行おうとする者が近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど、以下の点に配慮することが必要である。

(1)見通しの確保

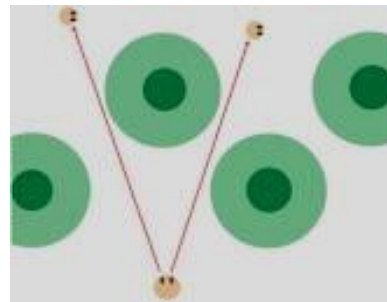
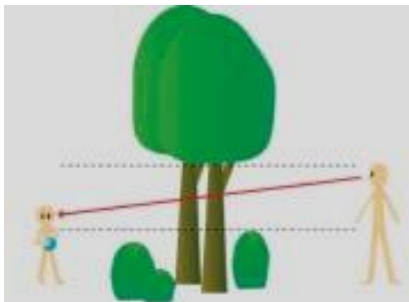
周囲から目が届かない空間が犯罪に利用され易いことから、犯罪を行おうとする者やその不審な行動を早期に発見できるよう、公園内の見通しを確保する。

● 植栽の配置及び剪定

高木などの樹木を配置する際には、樹木の間から見通しがきくよう、また公園灯の照明を遮ることのないよう計画する必要がある。樹木の剪定は、見通しを確保するとともに、適正に管理された公園緑地等であるという印象を持たせる効果がある。

① 整備方針

- ・将来的に、樹冠が高くなり見通し可能な高木の樹種を選定する。
- ・枝葉の繁茂により、公園灯の照明や見通しを遮らないよう樹木の配置計画を行う。
- ・生垣は基本的には設けないことにする。

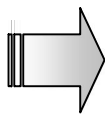


② 維持管理方針

- ・生垣及び低木については、見通しを確保する必要がある場所では、1. 2 m程度の高さを目安に剪定する。
- ・高木については、見通しを確保するため、2 m程度の高さを目安に下枝を剪定する。
- ・公園緑地等の照明を遮る枝葉の剪定を行い、園内の明るさを確保する。また、必要に応じて移植なども検討する。



○ 繁茂した枝葉の剪定で見通しを確保する（剪定前）



○ 下枝の剪定で見通しを確保する（剪定後）



○ 高さ1.2m程度の生垣のある公園



○ 下枝が剪定され見通しが確保された公園

● 周囲からの自然な監視

隣接する民家などの建築物、周囲の道路からの見通しを確保することで、公園内に自然な監視が行き届くように配慮する。

① 整備方針

- ・フェンス等は、見通しのよい構造のものとする。
- ・見通しの妨げになる場所には植栽や構造物を設置しない計画とする。
- ・宅地開発による公園緑地は、開発協議の際、計画場所や施設の配置について、防犯性にも配慮した指導を行う。

